特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
35	心身障害者の医療費の助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、心身障害者の医療費の助成に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務
②事務の概要	心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年3月30日東京都条例第20号）に基づき、心身障害者の医療費の助成に関する事務のうち、申請書の受理・受給者証の交付・医療費の支払い等の事務について、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）より、港区が事務を実施する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）の規定に従い、心身障害者の医療費助成に関して、以下の事務で特定個人情報を取り扱う。 ①心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号。「都条例」という。）第4条の規定による受給者証の交付の申請、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務 ②都条例第5条の規定による医療費の助成申請の受理、当該申請に係る審査又は当該申請に対する応答に関する事務 ③都条例第5条の規定による届け出の受理、当該届出に係る審査又は当該届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	1.心身障害者医療費助成システム　2.システム共通基盤　3.中間サーバー　4.中間サーバー連携システム

2. 特定個人情報ファイル名
心身障害者の医療費の助成事務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条　別表第一8の2　別表第二8の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会の根拠＞ ①番号法第19条第9号 ②港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条　別表第一8の2	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511　東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部　国保年金課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉支援部　国保年金課　給付係 電話番号　03-3578-2640

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。心身障害者の医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業で介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベース入力 ・特定個人情報の記載がある個人番号に係る調書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された個人番号に係る調書の廃棄　　等	

9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[　] 内部監査　　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。心身障害者の医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業で介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベース入力 ・特定個人情報の記載がある個人番号に係る調書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された個人番号に係る調書の廃棄　　等	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつの時点の係数か	令和4年12月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年6月21日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつの時点の係数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつの時点の係数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳ　.リスク対策　8. 人手を介在させる作業　判断の根拠	8. 監査　実施の有無 [　〇]自己点検　[〇]内部監査　[　]外部監査	・人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か。十分である。 ＜判断の根拠＞ マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。心身障害者の医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業で介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベース入力 ・特定個人情報の記載がある個人番号に係る調書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された個人番号に係る調書の廃棄　等	事後	様式変更のため
令和7年6月27日	Ⅳ　リスク対策　11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	記載なし(様式追加)	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ＜選択肢＞当該対策は十分か。十分である。 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。心身障害者の医療費助成事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業で介入するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された本人情報のデータベース入力 ・特定個人情報の記載がある個人番号に係る調書の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された個人番号に係る調書の廃棄　等	事後	様式変更のため
令和8年6月19日	Ⅱしきい値判断項目　1.対象人数　2.取扱者数　いつの時点の係数か	令和8年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため